

随意契約理由書

| | | |
|----------------|--|-------------------------|
| 件名 | 神戸高専高圧ケーブル緊急更新工事 | |
| 契約の相手方 | きんでん関西サービス株式会社 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>・令和元年11月18日(月)午前2時45分頃、神戸高専に全館停電が発生した。 停電の原因は一般学科棟送り高圧ケーブルの絶縁不良により全館の受電遮断機が動作したためと判明した。</p> <p>・全館トイレの使用不可能(給水ポンプ停止)、校内ネットワーク停止(サーバー停止)、昼食の供給停止(食堂営業停止)により11月18日は全校休校となった。</p> <p>・本工事は、不具合の生じている高圧ケーブルを更新し、早急に学校機能を回復させるために必要な工事であり、緊急施工が必要である。</p> <p>・本工事の施工者は、現場にて別途施工中の「神戸市立工業高等専門学校外壁・便所改修他工事」の下請専門業者であり、高圧ケーブルの更新に関して対処できる技術水準を持ち、緊急時に即応できる体制を持つ業者である。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建築住宅局保全課設備保全係 | (電話番号952-6546、595-6607) |